

専門人材に係る移住就業支援金のご案内

山口県では、県内中小企業の発展に向け、企業の経営課題の解決や成長を牽引する専門人材の県内還流を促進するため、県内市町と連携して移住就業支援金を支給する取組を実施しています。

対象となる方

山口県が行う「プロフェッショナル人材事業」または内閣府地方創生推進室が行う「先導的人材マッチング事業」を通じて、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県から山口県内へ移住し、山口県内で勤務する方

支給金額	移住元	
	東京都23区	左記以外
2人以上の世帯の場合	100万円	50万円
うち18歳未満の者が帯同する場合（1人当たり）	100万円	50万円
単身の場合	60万円	30万円

移住先の市町の担当課から申請書類を入手し、申請書と必要書類を添えて、下記の市町担当課に申請してください。

※申請書類の様式などは、市町により異なります。

※支援金は予算総額が決まっているため先着順となります。あらかじめご了承ください。

市町名	担当課	電話番号	市町名	担当課	電話番号
下関市	共創イノベーション課	083-231-5838	宇部市	移住定住推進課	0836-34-8480
山口市	ふるさと産業振興課	083-934-2645	萩市	商工振興課	0838-25-3108
防府市	政策推進課	0835-25-2256	下松市	地域政策課	0833-45-1802
岩国市	シティプロモーション課	0827-29-5012	光市	観光・シティプロモーション推進課	0833-72-1532
長門市	企画政策課	0837-23-1229	柳井市	商工観光課	0820-22-2111
美祢市	商工労働課	0837-52-5224	周南市	移住交流推進課	0834-22-8341
山陽小野田市	シティセールス課	0836-82-1241	和木町	企画総務課	0827-52-2136
上関町	企画財政課	0820-62-0316	田布施町	経済課	0820-52-5805
平生町	地域振興課	0820-56-7120	阿武町	まちづくり推進課	08388-2-3111

○対象者の主な要件（下記の項目に当てはまる場合、支援金の対象となる可能性があります）

①移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

a 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(a) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏の条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ）をしていたこと。

(b) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月までを当該1年の起算点とすることができる。）。

(c) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

b 次に掲げる事項の全てに該当すること（aに該当する者を除く）。

(a) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県に在住していたこと。

(b) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区を除く東京圏、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県に在住していたこと。

②移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 山口県と協働して移住就業支援事業に取り組む市町に転入したこと。

b デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型））の交付決定がされた後であって、山口県において専門人材に係る移住就業支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。

c 支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

d 転入先の市町に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

③就業に関する要件

(ア) 勤務地が山口県内に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。

(ウ) 当該就業先において、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

○返還制度

次に掲げる事項等に該当する方は、返還の対象となる場合がありますのでご注意ください。

- ・虚偽の申請等をした場合
- ・移住支援金の申請日から5年以内に移住支援金を受給した市町から転出した場合
- ・移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 等